

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要とする次の条件を満たしていること。
 - ・ 子ども及びその保護者等の相談業務を主としている者であること。
 - ・ 過去 5 年以内に国又は同一地方自治公共団体において、通算して 3 年以上、子どもに関する電話による相談業務委託の実績を有する者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、別記中 2 のとおり。
- (5) 入札の開始日時は、別記中 2 のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、別添入札書様式により、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 委託業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称、商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、入札金額はアラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること
- (9) 入札書は、封入の上、提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められ

た義務を履行するために必要とする関係書類を合わせて提出しなければならない。

- (13) 入札参加者又はその代理人が連合、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延長し、又はこれを廃止することがある。
- (14) 入札金額は、当該契約履行に要する費用一切の諸経費を含めた金額を記載することとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積る契約金額。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札公告等により競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は、落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は別記中 2 のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせこれを行う。
- (18) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び(17)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (21) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (22) 入札参加者又はその代理人は、本件賃貸借契約に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (23) 予定価格制限範囲内の価格での入札がないときは、3 回を限度として入札をするものとする。
3 回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2 回を限度として見積に移行するものとする。

4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書

- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、立会職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札（契約）保証金について」を参照)
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

8 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（jinkenkyouiku@pref.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（様式第 1 号）を提出すること。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた委託業務契約に係る仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 089-912-2156

12 その他必要な事項

- (1) 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記中3のとおり
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件委託業務契約に関して要した費用については、全て当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (3) 本件委託業務契約に関しての照会先は、別記中3のとおり
- (4) 本件入札は、令和8年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度「いじめ相談ダイヤル24」事業
- (2) 業務の内容 入札説明書及び仕様書による
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法

入札金額は、当該契約履行に要する費用一切の諸経費を含めた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の提出先

- (1) 入札及び開札の日時
令和8年3月13日（金）午後3時00分
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県美術館2階 研修室
- (3) 入札書の提出方法
持参

3 担当部局及び担当者

- (1) 担当者 矢野貴樹
- (2) 部局の名称 愛媛県教育委員会事務局指導部人権教育課
- (3) 所在地 松山市一番町四丁目4-2
- (4) 電話 089-912-2960

4 事前に提出する書類等

- (1) 提出書類
 - ・入札参加資格確認申請書
 - ・事業者概要及び相談業務内容が分かる資料
 - ※審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされたものに限り、入札後の対象とする。
なお、事業者は、県から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - ・過去5年以内に国又は同一地方自治公共団体において、通算して3年以上、子どもに関する電話による相談業務委託の実績を確認できる書類（契約書、実績報告書）
 - ・入札（契約）保証金の免除を申請する場合、入札（契約）保証金免除申請書及び過去2年間に、国、地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことの確認ができる書類
- (2) 提出先 愛媛県教育委員会事務局指導部人権教育課（愛媛県庁第一別館11階）
- (3) 提出期限 令和8年3月6日（金）正午